

犯罪対策閣僚会議 幹事会申合せ
H19.6.19 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」

犯罪対策閣僚会議 幹事会申合せ

○反社会的勢力との関係遮断のための取組を一層推進する必要

【基本原則】

- ①組織としての対応
- ②外部専門機関との連携
- ③取引を含めた一切の関係遮断
- ④有事における民事と刑事の法的対応
- ⑤裏取引や資金提供の禁止

【基本原則に基づき求められる対応】

- 警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携関係の構築
- 契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入

H22.12.9 「企業活動からの暴力団排除の取組について」

暴力団取締り等総合対策WT

○政府が今後、さらに取り組むべき施策

各府省は、関係業界に対する指針の更なる普及啓発に努め、とりわけ、契約書等への暴力団排除条項の導入に係る取組がなされるよう留意するとともに、業界団体による暴力団排除条項のモデル作成を支援すること

H19.12.20 「不動産業における犯罪収益移転防止及び反社会的勢力による被害防止のための連絡協議会」設置

【構成団体】 全国宅地建物取引業協会連合会 不動産流通経営協会
 全日本不動産協会 日本住宅建設産業協会
 不動産協会 不動産流通近代化センター

モデル条項の策定・活用に向けた検討 (H21.6～)

国土交通省・警察庁による支援

モデル条項 策定
H23.6 流通4団体

- 売買契約編
 - 媒介契約編
 - 賃貸借契約編
- 全宅連／全日／FRK／日住協

H23.9 不動協

- 売買契約編
- 賃貸借契約編

モデル条項の構成例 (※流通4団体による売買契約に係るモデル条項の構成概要)
①以下の各事項を売主及び買主が確約する

- ・自らが反社会的勢力ではないこと
- ・自らの役員が反社会的勢力ではないこと
- ・反社会的勢力に自己の名義を利用させての契約締結ではないこと
- ・自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - (ア) 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - (イ) 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為



上記①の確約のいずれかに反した場合は、何らの催告を要せずに契約解除することができる

②買主は、自ら又は第三者をして契約対象物件を反社会的勢力の事務所その他の活動拠点に供しないことを確約する


買主がこれに反し、対象物件を反社会的勢力の活動拠点等に供した場合は、売主は催告なく契約解除することができる

- ※1) ①又は②に該当することにより契約解除となった場合は、解除された者がその相手方に対して違約金(売買代金の2割相当額)を支払う
- ※2) 買主が②に反したことを理由とした契約解除の場合は、買主は、※1の違約金に加え、売買代金の8割相当額の違約金を制裁金として支払う(*売主が宅建業者で、買主が宅建業者でない場合を除く)